個別規程 IIJ 公共安全モバイルサービス

令和 7 年 6 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条（契約の種類）

IIJ 公共安全モバイルサービスには、次の契約の種類があります。

契約の種類	内容
回線	回線毎に必要となる契約であって、種類、SIM タイプ及び回線種別の情報を管理するもの
回線グループ	回線の管理単位毎に必要となる契約であって、一部品目においてプランの情報を管理するもの
親たる契約	回線及び回線グループの管理単位毎に必要となる契約であって、品目の情報及び一部品目においてプランの情報を管理するもの

2 当社は、契約の種類毎に、次の単位で契約を締結します。以下これらの契約を併せて「IIJ公共安全モバイルサービス契約」といいます。

契約の種類	契約の単位
回線	一の回線毎に契約の種類を「回線」とする一の IIJ 公共安全モバイルサービスに係る IIJ インターネットサービス契約（以下「回線契約」といいます。）
回線グループ	一の回線の管理単位毎に契約の種類を「回線グループ」とする一の IIJ 公共安全モバイルサービスに係る IIJ インターネットサービス契約（以下「回線グループ契約」といいます。）
親たる契約	回線及び回線グループの一の管理単位毎に契約の種類を「親たる契約」とする一の IIJ 公共安全モバイルサービスに係る IIJ インターネットサービス契約

第 2 条（回線の分類）

契約の種類を「回線」とするIIJ公共安全モバイルサービスには、次の種類(以下この個別規程において「種類」といいます。)があります。なお、一対となるタイプDに係る回線契約とタイプKに係る回線契約とを同時に申し込む必要があります。

種類	内容
タイプ D	タイプ D の機能及びドコモの通信設備を用いた移動無線通信を提供するもの
タイプ K	タイプ K の機能及び KDDI の通信設備を用いた移動無線通信を提供するもの

2 契約の種類を「回線」とするIIJ公共安全モバイルサービスには、次のSIMタイプ(以下この個別規程において「SIMタイプ」といいます。)があります。

SIM タイプ	内容
マルチ FF SIM	形状をマルチ FF SIM とする SIM カードを利用するもの
SIM プロファイル	形状を SIM プロファイルとする SIM を利用するもの

3 契約の種類を「回線」とするIIJ公共安全モバイルサービスには、次の回線種別(以下この個別規程において「回線種別」といいます。)があります。なお、一対となる回線グループに係る回線契約においては、同一の回線種別で申し込む必要があります。

回線種別	内容
データ	データ通信機能を提供するもの
音声	データ通信機能、SMS 機能及び音声通話機能を提供するもの

第 3 条(親たる契約の分類)

契約の種類を「親たる契約」とするIIJ公共安全モバイルサービスには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
公共安全モバイル	一の回線グループに属する全部の回線において利用可能な通信容量を、契約者が回線グループ毎に第 4 条に定めるプランの中から指定するもの
公共安全モバイル(組織パケットシェア)	一の親たる契約に属する全部の回線において利用可能な通信容量の総計(以下、「パック数」といいます。)を、契約者が親たる契約毎に 1GB 単位で指定するもの

第 4 条(回線グループの分類)

契約の種類を「回線グループ」とするIIJ公共安全モバイルサービスには、品目に応じて次のプラン(以下この個別規程において「プラン」といいます。)があります。

品目	プラン	内容
公共安全モバイル	1GB	一の回線グループに属する全部の回線において利用可能な通信容量の総計が 1GB である回線グループ
	3GB	一の回線グループに属する全部の回線において利用可能な通信容量の総計が 3GB である回線グループ
	10GB	一の回線グループに属する全部の回線において利用可能な通信容量の総計が 10GB である回線グループ
	30GB	一の回線グループに属する全部の回線において利用可能な通信容量の総計が 30GB である回線グループ

公共安全モバイル（組織パケットシェア）	パケットシェアプラン（組織）	回線グループにかかわらず、パック数を 1GB 単位で契約者が指定するもの

第 5 条（最低利用期間）

IIJ公共安全モバイルサービス契約においては、別途当社が定める場合を除き、最低利用期間はありません。

第 6 条（IP アドレスの特定）

契約者がIIJ公共安全モバイルサービスにおいて使用するIPアドレスは、IPv4アドレス及びIPv6アドレスとします。
2 契約者がIIJ公共安全モバイルサービスにおいて使用するIPアドレスは、当社が指定します。
3 契約者は、前項のIPアドレス以外のIPアドレスを使用してIIJ公共安全モバイルサービスを利用することはできません。

第 7 条（利用資格）

IIJ 公共安全モバイルサービスを利用するには、契約者の組織が、電気通信事業法施行規則第 56 条第 1 号に基づき、重要通信を取り扱う機関として総務大臣が指定しているもの、その他別途当社が指定するものである必要があります。

2 通話定額オプションを利用するには、回線種別を音声とする IIJ 公共安全モバイルサービスの契約者である必要があります。

第 8 条（利用条件）

契約者は、IIJ 公共安全モバイルサービスにおいて当社から提供を受けた役務、移動無線機器、SIM その他一切について第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。）してはならないものとします。

2 IIJ 公共安全モバイルサービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

3 種類をタイプ D、回線種別を音声とする IIJ 公共安全モバイルサービス契約者は、当該サービスにおいて、ドコモが提供する危険 SMS 拒否設定（フィッシング詐欺等対策を目的として、ドコモによって判定された危険な SMS を自動で拒否する機能を提供するもの）が適用されることについて、あらかじめ同意するものとします。 なお、契約者は、当該機能適用後に設定を変更することはできません。危険 SMS 拒否設定の利用には、以下の条件が適用されます。

（1）「SMS 一括拒否」及び「個別番号受信」の設定と併用することはできません。

4 種類をタイプK、回線種別を音声とするIIJ公共安全モバイルサービス契約者は、当該サービスにおいて、KDDIが提供する迷惑SMSブロック設定(フィッシング詐欺等対策を目的として、 KDDIによって判定された危険な SMS を自動で拒否する機能を提供するもの)が適用されることについて、あらかじめ同意するものとします。なお、契約者は、当該機能の適用後に設定を変更することはできません。

5 契約者は、当社が、IIJ 公共安全モバイルサービスを提供するにあたり、他の電気通信事業者と卸役務に係る契約を締結するか、又は、電気通信事業者と相互接続協定を締結することがあることをあらかじめ同意するものとします。また、後者の場合にあっては、契約者は、係る電気通信事業者と契約者の契約締結を当社が取次ぐことによりに IIJ 公共安全モバイルサービスを提供すること(ただし当社から契約者の個人情報の提供は行われません)をあらかじめ同意するものとします。

第 9 条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、回線グループ契約に係るIIJ公共安全モバイルサービス契約の内容の変更を請求することができるものとします。

(1) 品目を公共安全モバイルとする回線グループにおけるプラン(暦月単位でのみ変更を行うことができます。暦月末日に申込を行うことはできません。)
(2) 品目を公共安全モバイル(組織パケットシェア)とする回線グループにおけるパック数(暦月単位でのみ変更を行うことができます。暦月末日に申込を行うことはできません。)
(3) SIMタイプ
(4) 前号に定める事項のほか、当社が指定する事項

第 10 条(SIM の管理)

契約者は、当社が貸与するSIM(以下「貸与SIM」といいます。)につき、次の事項を遵守するものとします。

(1) 当社の承諾がある場合を除き、貸与SIMの分解、損壊、その他貸与SIMとしての通常の用途以外の使用をしないこと
(2) 当社の承諾がある場合を除き、貸与SIMについて譲渡をしないこと
(3) 貸与SIMは、当社の指定する端末設備のみにおいて使用すること
(4) 貸与SIMは、一対となるタイプDに係る回線契約とタイプKに係る回線契約に対応するものを当社の指定どおり端末設備に組み込み、かつ当社の指定するとおりに取り扱うこと。
(5) 貸与SIMを善良な管理者の注意をもって管理すること

2 IIJ公共安全モバイルサービス契約が事由の如何を問わず終了した場合、その他貸与SIMを利用しなくなった場合には、契約者は、遅滞なく貸与SIMを当社に返還するものとします。

第 11 条(故障又は亡失が生じた場合の措置等)

SIMタイプをマルチFF SIMとするIIJ公共安全モバイルサービスの貸与SIMに故障が生じたとき又は亡失したときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知のうえ、当社所定の申込書によ

り当社に対し申し込むものとします。当社は、当該通知及び申込があったときは代替SIMの送付を行います。

2 当社は、前項に定める故障又は亡失品の回復に要する費用について、事由の如何を問わずSIM再発行手数料として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対しSIM再発行手数料を支払うものとします。

3 当社に対して故障品又は亡失品が、返還又は送付された場合であっても、第2項の規定に基づき当社に支払われたSIM再発行手数料は返金しないものとします。

4 SIMタイプをマルチFF SIMとするIIJ公共安全モバイルサービスの貸与SIMに故障が生じた場合又は契約者が当該SIMを亡失した場合であっても、契約者が当社に対し当該SIMに係るIIJ公共安全モバイルサービス契約の解除を通知しない限り、当該SIMに係るIIJ公共安全モバイルサービス契約は有効に存続するものとします。また、亡失品が発見された場合は、契約者は遅滞なくSIMを当社に返還するものとします。当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務は負わないものとします。

第 12 条（契約者確認）

当社は、契約者確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）又は 不正利用防止を目的とした当社自身の判断に基づく本人確認、その他当社が必要と認める事項の確認をいいます。以下この個別規程において同じとします。）を当社が定める方法により行うものとします。申込者若しくは契約者が契約者確認に応じない場合又は契約者確認について契約者において虚偽の申述等があった場合、当社はIIJ公共安全モバイルサービスの利用の申込を拒絶するか、又は、即時にサービスの利用の停止若しくはサービスに係るIIJインターネットサービス契約の解除を行うことができるものとします。

第 13 条（オプションサービス）

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、IIJ公共安全モバイルサービスの契約者に対し、オプションサービスを提供します。

2 回線契約に係るIIJ公共安全モバイルサービスには、次のオプションサービスがあります。

（1） 通話定額オプション
種類をタイプDまたはタイプKとし、回線種別を音声とするIIJ公共安全モバイルサービスの契約者に対して、国内通話利用料を定額で提供するものであって、当社が定める仕様に基づき提供するもの。ただし、別途当社が定める一部の電話番号は対象外となります。通話定額オプションには、かけ放題のプランがあります。一対となるタイプDに係る回線契約とタイプKに係る回線契約の双方において同時に申し込む必要があります。
（2） 災害時優先電話オプション
種類をタイプDまたはタイプK、SIMタイプをマルチFF SIM、回線種別を音声とするIIJ公共安全モバ

イルサービスの契約者に対して、一般呼よりも音声発信を優先する機能を提供するものであって、当社が定める仕様に基づき提供するもの。ただし、別途当社が定める一部の電話番号は対象外となります。なお、一対として利用しているタイプDに係る回線契約とタイプKに係る回線契約のうちいずれか一方の回線契約に限り申し込むことができます。

(3) メールオプション

IIJ公共安全モバイルサービスの契約者に対して、電子メールの送受信を可能とするための機能を提供するものであって、当社が定める仕様に基づき提供するもの。回線グループ毎に申し込む必要があります。

3 通話定額オプション及びメールオプションの利用における最低利用期間はありません。また、災害時優先電話オプションの利用における最低利用期間は1年間とし、その起算日は、当該オプションの課金開始日とします。

4 通話定額オプションは、回線と同時に利用の申込をする場合を除き、毎月の初日においてのみ利用を開始することができます。

5 災害時優先電話オプションは、ドコモ又はKDDIの判断により、利用の申込を承ることができないこと又は利用の申込が可能な回線数が制限されることがあります。

6 SIMタイプをマルチFF SIMとする災害時優先電話オプションの利用者が、第9条(契約内容の変更)第1項第3号に定めるSIMタイプの変更を行った場合、次項の定めにかかわらず、当該変更の日をもって災害時優先電話オプションの利用は停止されるものとします。

7 契約者は、通話定額オプションの利用の停止に係る通知をする場合、一対となるタイプDに係る回線契約とタイプKに係る回線契約の双方において同時に通知をする必要があります。契約者が通話定額オプションの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から30日を経過する日以降の最初の月末に、利用の停止の効力が生じるものとします。ただし、回線種別を音声とするIIJ公共安全モバイルサービスの契約と同時に解除する場合は、当該IIJ公共安全モバイルサービス契約の解約日と同日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第 14 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ公共安全モバイルサービス契約における当該契約の解除の効力が生ずる日は、以下のとおりとします。

(1) 契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到着した日から30日を経過する又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日

(2) 前号にかかわらず、一対となるタイプDに係る回線契約とタイプKに係る回線契約のいずれか一方の回線契約のみ通知した場合、対となる回線契約は、通知がされた回線契約の解除の効力が生ずる日の属する月の末日に解除されます。

2 親たる契約が解除された場合には、当該親たる契約に対応する回線グループ契約及び回線契約は、同日に解除されるものとします。

3 回線グループ契約が解除された場合には、当該回線グループ契約に対応する回線契約は、同日に解除されるものとします。

4 回線グループの管理対象となる回線契約がすべて解除された場合には、当該解除日の属する月の末日で当該回線グループに係る回線グループ契約は解除されるものとします。

第 15 条（料金）

契約者が、IIJ 公共安全モバイルサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ 公共安全モバイルサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 16 条（サービスの品質保証又は保証の限定）

種類をタイプDとするIIJ公共安全モバイルサービスは、ドコモの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ドコモの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。

2 種類をタイプKとするIIJ公共安全モバイルサービスは、KDDIの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ドコモの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。

3 前項に定める事項のほか、IIJ公共安全モバイルサービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

第 17 条（品質及び利用の公平性の確保を目的とした機能の制限）

IIJ公共安全モバイルサービスにおいては、サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、その目的のために必要な範囲において、以下の措置の全部又は一部を講ずる場合があります。

(1) 契約者の一定期間内の通信量が当社の定める基準を超過した場合において、当社が定める一定期間の間、契約者に事前に通知することなく通信速度を制限すること
(2) 短期間に著しく大容量若しくは多数の通信があった場合又は長時間にわたる継続的な通信によって帯域占有がなされている場合等、IIJ公共安全モバイルサービスを提供するための電気通信設備に支障を生じせしめる恐れがあると当社が判断した場合、かかる支障を回避するた

めに必要な範囲において、通信の利用を制限し、又は、通信品質の調整を行う措置を講ずること

(3) 契約の種類を「回線」とし、回線種別を「音声」とするIIJ公共安全モバイルサービスについて、当社は、次の対応をすることがあります。

(i) 契約者の通話回数又は通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高水準となっている又はその恐れがあることが確認された場合、必要に応じ当社の判断により当該IIJ公共安全モバイルサービスの提供を中断した上、契約者に対して、第三者による不正使用の可能性等を含む利用状況の確認を行うこと

(ii) 音声携帯通話の一般的な利用態様を逸脱した又は当社の仕様上想定している音声携帯通話の一般的な利用時間を超過した通話利用が確認されたとき、当該利用者の発信を制限する又は当該IIJ公共安全モバイルサービスを停止すること

附則

令和 6 年 4 月 1 日施行

この契約約款は、令和 6 年 4 月 1 日から実施します。

令和 6 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 9 月 1 日から実施します。

2 令和 6 年 8 月 31 日以前の約款に基づき成立した IIJ 公共安全モバイルサービス契約は、品目を PS-LTE とする IIJ 公共安全モバイルサービス契約として有効に存続するものとします。

令和 6 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 12 月 1 日から実施します。

令和 7 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、令和 7 年 2 月 1 日から実施します。

令和 7 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 7 年 4 月 1 日から実施します。

2 令和 7 年 3 月 31 日以前の約款に基づき成立した品目を PS-LTE とする IIJ 公共安全モバイルサービス契約は、品目を公共安全モバイルとする IIJ 公共安全モバイルサービス契約として有効に存続するものとします。

3 令和 7 年 3 月 31 日以前の約款に基づき成立した品目を PS-LTE（組織パケットシェア）とする IIJ 公共安全モバイルサービス契約は、品目を公共安全モバイル（組織パケットシェア）とする IIJ 公共安全モバイルサービス契約として有効に存続するものとします。

令和 7 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、令和 7 年 6 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ 公共安全モバイルサービスにおける料金等［第 15 条関係］

1 初期費用

(1) 親たる契約

品目	料金
公共安全モバイル	0 円
公共安全モバイル(組織パケットシェア)	0 円

(2) 回線グループ

0円

(3) 回線契約

1回線あたり1,500円

(4) オプションサービス

オプションサービス名称	料金
通話定額オプション	0 円
災害時優先電話オプション	当社が別途契約者に示す金額
メールオプション	当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

(1) 親たる契約

(i) パケット費用

品目	料金
公共安全モバイル(組織パケットシェア)	220 円/GB

(ii) データ通信超過料金

品目	料金
公共安全モバイル(組織パケットシェア)	契約者が指定したパック数の通信容量を超過した場合、300 円/GB

備考

(1) データ通信超過料金の算定においては、日割計算式が適用されません。

(2) プランで指定した当月分の通信容量を超過した場合、1GB毎にデータ通信超過料金が発生します。回線グループ毎に発生したデータ通信超過量を契約全体で合算して算出します。なお、端数のデータ通信料は1GBに切り上げて算出します。

(iii) SMS機能

細目	料金
SMS 利用料	当社が別途契約者に示す金額

備考

(1) SMS機能料の算定においては、日割計算式が適用されません。

(2) SMS利用料とは、SMSの利用に応じて、SMS月額費用とは別に支払を要する料金として定めるものです。

(3) SMS利用料は、タイプDの場合にはドコモが定める契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金として定められた額と同額、タイプKの場合にはKDDIが定める契約約款においてSMS機能に係る料金として定められた額と同額を請求するものとします。

(4) 国外への送信及び国外からの送信に係るSMS利用料については、消費税は加算されません。

(iv) 音声通話機能

細目	料金
音声利用料	当社が別途契約者に示す金額

備考

(1) 音声利用料とは、音声通話又は音声通話に付帯するオプションの利用に応じて、音声月額費用とは別に支払を要する料金として定めるものです。

(2) タイプDの場合、音声利用料は、ドコモが定める契約約款において、通話モードに係る料金及び国際通話料に係る料金として定められた額と同額を請求するものとします。

(3) タイプKの場合、音声利用料は、KDDIが定める契約約款において、通話料に係る料金と同額を請求するものとします。

なお、親たる契約に係るすべての管理単位を合算して料金を請求するものとします。

(2) 回線グループ

(i) プラン費用

回線種別	プラン	料金
データ	1GB	1,200 円
	3GB	1,650 円
	10GB	2,450 円
	30GB	3,750 円
	パケットシェアプラン(組織)	1,050 円
音声	1GB	1,250 円
	3GB	1,700 円
	10GB	2,500 円

	30GB	3,800 円
	パケットシェアプラン(組織)	1,100 円

備考

プラン費用の算定においては、日割り計算式が適用されません。

(ii) データ通信超過料金

品目	料金
公共安全モバイル	契約者が選択したプランの通信容量を超過した場合、300 円/GB

備考

(1) データ通信超過料金の算定においては、日割計算式が適用されません。

(2) プランで指定した当月分の通信容量を超過した場合、1GB毎にデータ通信超過料金が発生します。回線グループ毎に発生したデータ通信超過量を契約全体で合算して算出します。なお、端数のデータ通信料は1GBに切り上げて算出します。

(3) 回線契約

0円

(4) オプションサービス

オプションサービス名称	料金
通話定額オプション	1,080 円/回線
災害時優先電話オプション	当社が別途契約者に示す金額
メールオプション	当社が別途契約者に示す金額

備考

(1) オプションサービス費用の算定においては、日割計算式が適用されません。

(2) 一部の電話番号は通話定額オプションの対象外となります。

(5) ユニバーサルサービス料

ユニバーサルサービス料はプラン料金に含まれ、独立しての課金はありません。

(6) 電話リレーサービス料

電話リレーサービス料はプラン料金に含まれ、独立しての課金はありません。

3 一時費用

(1) 第9条(契約内容の変更)第1項第3号に定めるSIMタイプの変更にあっては、変更手数料として一回の変更につき1,500円

(2) 第11条(故障又は亡失が生じた場合の措置等)第2項に基づく費用にあっては、一SIMにつきSIM

再発行手数料として1,500円。

(3) 音声通話機能付SIMの利用において、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を当社から他の電気通信事業者に変更することをいいます。）による転出が生じた場合にあっては、MNP転出手数料として当社が別途契約者に示す金額